

監査品質に関する報告書



そうせい監査法人

代表社員のあいさつ

当監査法人は、改正公認会計士法第 34 条の 34 の 2 に定める上場会社等監査人（上場会社等の財務書類に対する監査証明業務を行うことができる監査法人等）として、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿に登録されています。

上場会社の財務書類の監査証明業務を行うことができる監査法人としての社会的な役割期待に応えるため、今後も監査の品質を重視して品質管理システムの構築に尽力して参ります。

そうせい監査法人 代表社員 久保田寛志

1. 監査品質向上に向けた取り組み



(1) そうせい監査法人の特徴

そうせい監査法人は、大規模監査法人・中小監査法人を含む様々なキャリアを積んだ経験豊富な公認会計士が専従で法人を運営し、同時に監査現場を主導するという点に大きな特長があります。会計監査を現場で直面した様々な問題点を解決し、監査法人の理想像を追及していきます。

(2) 当監査法人のミッション

クライアントごとに最適な監査・会計サービスを実現します。

監査証明業務の品質の確保はもちろんのこと、クライアントの皆様が納得して監査サービスを楽しむことができるよう、徹底したコミュニケーションと相互理解に基づく最適な監査・会計サービスの実現を目指しています。

(3) 経営理念

「ひたすら誠実に」

上場会社等監査人として監査法人に求められる事項やクライアントからの要望に真摯に向き合い、ひたすら誠実に高品質な監査サービスの実現を追究していきます。

(4) 行動指針

1 監査品質の最重要視

法人業務の遂行においては、監査品質の維持向上がすべてに優先することを確認します。

2 クライアントコミュニケーションの重視

クライアントとのコミュニケーションは、適切な監査手続の選定のみならず、監査業務の円滑な実行のためのきわめて重要なファクターであることを確認し、良好な人間関係の構築とコミュニケーションの実行を心がけます。

3 法人内のコミュニケーションの重視

法人運営及び監査業務における様々な問題に適切に対応するため、法人内部の円滑なコミュニケーションを重視します。

4 自己研鑽

ミッションの実現、経営理念の遵守、そして行動指針にしたがった業務遂行を実現するため、CPD（継続的専門能力開発）制度対応を含め自己研鑽を継続します。

(5) 監査品質向上に向けた取り組み

1 独立性の確保

当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定め、その順守について定期的に確認を行っています。また、大会社等の監査業務について監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

2 職業倫理の遵守

当監査法人及び専門要員（社員及び専門職員）が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、当監査法人としての方針及び手続を定めています。

3 監査に関する法令及び諸規則の遵守

監査に関する法令及び諸規則に準拠した監査を実施するために、品質管理規程及び監査マニュアルを定めています。

4 監査業務の受嘱方針

契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、クライアントの誠実性を含む監査リスクの評価や法人内の人員や能力の十分性を考慮したうえで、社員総会により決定しています。

5 専門要員のクオリティの確保

監査品質の維持向上のため、一定レベル以上の実務経験と専門能力を有する専門職員を採用しています。また、専門要員の CPD の履修状況を管理するとともに、品質管理を重視した教育研修プログラムを策定し、実行しています。

6 監査業務の品質管理

監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアル、監査調書の管理保存廃棄等の方針、監査業務に関する審査の方針及び手続を定め、監査業務の適切な遂行を管理しています。

7 ITテクノロジーの活用

実効ある監査業務の効率的実施と情報セキュリティの向上のため、電子調書システム Caseware(ケースウェア)を導入しています。また、法人業務の効率化とセキュリティ強化のため、ITテクノロジーを活用しています。

2. 当法人の6つの基盤

(1) 品質管理基盤



品質管理担当責任者からのメッセージ

企業の財務情報は、経営者の意思決定の基礎としての重要性もさることながら、企業を取り巻く様々なステークホルダーによる企業評価の基礎としても、その重要性はますます高まっています。財務情報の重要性が高まるにつれ、その信頼性を担保する役割を担う我々監査法人に対する期待はより大きくなり、監査の品質管理に対する社会の目も厳しさを増しています。

このような経営環境の下、そうせい監査法人は、監査の品質管理を最も重要な経営課題として位置づけ、コミュニケーションを重視する組織風土の醸成、経験豊富な専門要員とITソリューションの活用により、監査の品質の更なる向上を目指し経営努力を積み重ねて参ります。

品質管理担当社員 菊池慎太郎

1 風土の醸成、倫理、独立性、ローテーション

■ 品質を重視する風土の醸成

当監査法人は、監査の品質を重視する風土の醸成に力を入れています。

最高経営責任者は、品質を重視する風土を醸成するため、業務の遂行においては、監査品質の維持向上がすべてに優先することを常に発信しています。品質管理担当責任者は、定期的にこのメッセージがメンバーに浸透していることを確認し、品質重視の姿勢が組織に定着していることを確認しています。

■ 職業倫理

公認会計士法及び関連法令ならびに日本公認会計士協会が規定する倫理規則等に基づいて、「監査の品質管理規程」による倫理関連規程、「インサイダー取引管理規程」等を整備しています。これらに基づいて、倫理に関する研修の実施等を定期的に行い、理解を深めています。

2024年度（2024年8月～2025年7月）に職業倫理に違反する事項等はありません。

■ 独立性

独立性を維持するため、「監査の品質管理規程」において方針及び手続を規定しています。

当監査法人及び社員・職員は独立性に関する規程等を適切に遵守していることを確認するため、毎年「監査人の独立性チェックリスト」を用いて、独立性の阻害要因となる事象の有無を調査しています。また、関与する社員・職員に対して、監査業務開始時のほか、意見表明時など適宜独立性の阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような事象が発見された場合には、品質管理担当責任者がこれに対する適切な措置を講じることとしています。

2024年度（2024年8月～2025年7月）に独立性に違反する事項等はありません。

■ ローテーション

当監査法人は、公認会計士が長期間同一の監査業務に関与することを防

止するため、「業務執行社員の選定及びローテーション・ルール」を規定しています。

公認会計士法及び大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を限度として関与することとし、インターバル期間として筆頭業務執行責任者である監査責任者は5会計期間、その他の監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間を必要としています。

■ 独立性に関する監査業務の報酬依存度

「倫理規則」に規定された監査報酬の依存度に関して、当監査法人は監査業務の独立性を維持するため、「報酬依存度管理規程」を整備・運用しています。

2024年度（2024年8月～2025年7月）において、倫理規則または報酬依存度管理規程に抵触する監査業務はありません。

2 監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人では、監査契約の新規の締結及び更新に関して「監査の品質管理規程」に規定しています。監査契約の新規の締結では、独立性に抵触していないことを前提として、経営者の誠実性、ガバナンス、会計方針、監査リスク等を鑑み、当監査法人のリソースを加味し、総合的に検討して、受嘱の可否を判断しています。

3 監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に規定しています。日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書及び関連する実務指針等を踏まえ、重要な手続を「監査マニュアル」として整備・運用しています。電子調書を導入しており、業務執行社員等による適時適切なレビュー及び職員の指導を行うことで有効な監査業務を実施しています。

4 審査

当監査法人は、監査チーム以外の第三者の社員による審査制度を整備しています。審査担当者は、監査業務実施期間において適宜監査チームとコミュニケーションをとり、早期に対応することで効果的かつ効率的な監査業務が遂行され

ることを図っています。

5 完了した監査業務の検証（定期的な検証）

当監査法人は、監査報告書の発行が完了した業務について、監査責任者ごとに少なくとも3年に一度の割合で検証手続を実施しています。品質管理責任者が責任者となり、監査調書の閲覧、監査チームへの質問を通じて、当監査法人の規程・マニュアル等への遵守状況を確認し、フィードバックを行い、品質管理の維持・向上を図っています。

6 日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査

監査法人に対する外部レビュー・検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。

■ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

当監査法人は、2023年12月に「品質管理レビュー報告書」の交付を受けました。当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

■ 公認会計士・監査審査会による検査

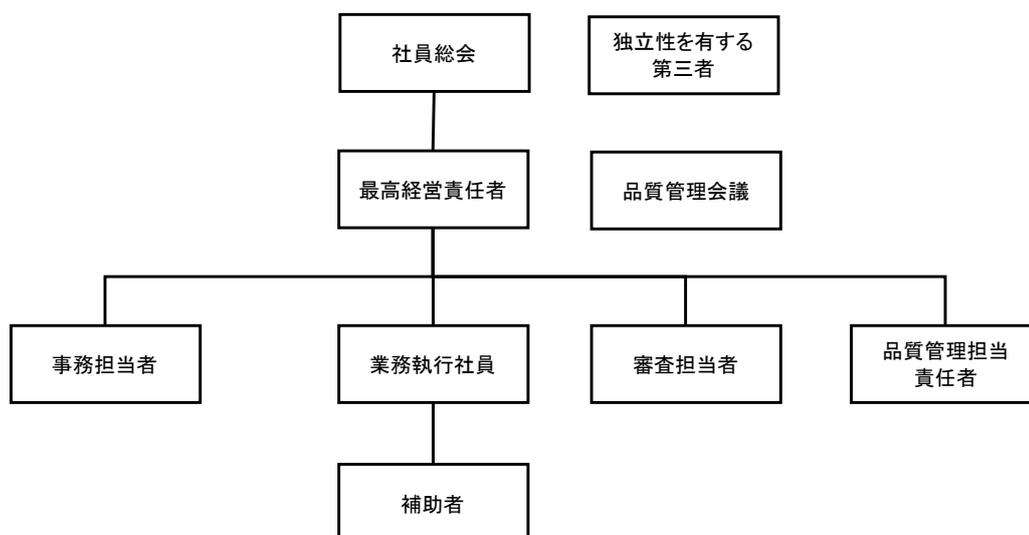
公認会計士・監査審査会による検査を受けていません。

(2) 組織・ガバナンス基盤



1 組織図

当監査法人は、高い品質管理を確保しつつ機動的な対応が可能となるようシンプルな体制を整備しています。



2 会議体

組織の効率的な運営のため、組織内のコミュニケーションを重視しています。当法人では目的に応じて主に以下の2つの会議体を設置しています。

■ 社員総会

社員全員が参加する会議であり、法人の重要事項を協議・決定しています。原則として月次で開催しており、必要に応じて随時開催しています。

■ 品質管理会議

監査の品質管理に関して協議しています。監査に関する情報を集約・共有し、監査ツールの改善活動を実施しています。

3 独立性を有する第三者

当監査法人の社員のほか、法人運営を外部からの視点で監視する独立性を有する第三者が、月次の社員総会に参加し、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等を整備しています。

(独立性を有する第三者：榎本 啓氏 公認会計士・税理士)

大手監査法人、税理士法人を経て税理士法人の経営に参画しており会計・税務の知識のほか、法人経営にも関与した豊富な知見を有しています。

(3) 人的基盤



1 採用

職員の採用について、書類選考及び面談により、当監査法人の経営理念を共有し、業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用しています。

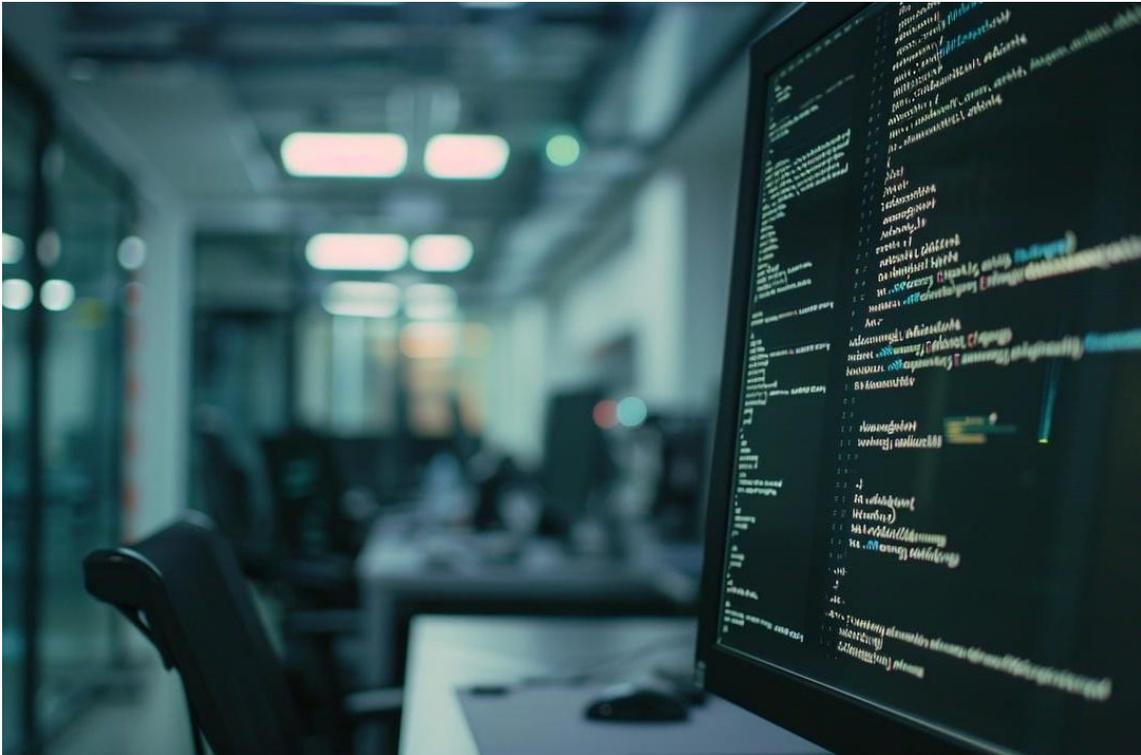
2 評価

当監査法人は、社員・職員が適切に業務を遂行できるよう定期的に評価を実施しています。

3 教育、訓練

公認会計士として社員・職員個人の成長が、当監査法人の成長につながると考えています。当監査法人では個人の成長を支援するため日本公認会計士協会のCPD制度を活用し、当監査法人が指定した研修のほか様々な研修を行っています。

(4) IT基盤



1 電子調書

当法人は、効率的な監査業務と安全なデータ管理を実現するために、電子調書システム Caseware を利用しています。

2 情報セキュリティ

調書データを含む電子データは、Caseware クラウド及び Google ドライブを活用し、クライアントの情報を安全に管理しております。

(5) 財務基盤

当法人の売上高に占めるいかなるクライアントの依存度も 15%を超えておらず健全な経営と高い独立性を保っています。分散された収益構造により、特定のクライアントに過度に依存することなく、全てのクライアントに公平で公正

な監査サービスを提供できる環境が整っています。

また、不測の事態に備えるため賠償責任保険にも加入しています。

(6) 国際対応基盤

1 国際対応人材

当監査法人には、海外業務経験のある国際業務に対応可能なメンバーが在籍しております。当監査法人は、特定のグローバルネットワークには属していませんが、経験豊富な国際担当メンバーや国際業務に対応可能な人材の活用により、国際業務を適切に対応しています。

2 グローバルネットワークへの加盟状況

現時点では、クライアントのニーズとグローバルネットワークへの加盟料等のクライアントのコスト負担（費用対効果）を勘案し、グローバルネットワークへの加盟は見送っています。

今後クライアント構成やクライアントニーズに変化が生じ、グローバルネットワークの利用が必要となった場合には、状況に応じて、国際担当メンバーのリレーションの活用やグローバルネットワークへの加盟など、最適なオプションを選択していくことを予定しています。

3. 法人概要

法人名 そうせい監査法人

英文名 Sousei audit Corporation

所在地 東京都千代田区五番町 10 番地

人員数 パートナー：7名

公認会計士：16名

その他：1名

売上高 214 百万円（監査証明業務：205 百万円、アドバイザー業務：9 百万円）

（2025 年 7 月 31 日現在）

【ガバナンス・コードの適用状況】

当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用しております。

項目	番号	ガバナンスコード	
監査法人が果たすべき役割	原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
	指針番号	指針内容	対応
	1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人では、すべての社員で構成されている最高意思決定機関である社員総会において、会計監査の品質の持続的な向上に向けた業務管理体制の整備に関する意思決定を行っています。その中で醸成された品質管理を重視する経営姿勢は、社員総会の構成員である各社員から、日常業務の中で継続して専門要員に伝達され、品質管理を重視する意識の組織内への浸透を図り、組織の風土の醸成につなげています。 また、最高経営責任者は、この品質管理を重視する姿勢を浸透させるため、定期的に専門要員に向けてメッセージを発信し、そのような経営姿勢が専門要員に浸透し、そのような組織風土が醸成されていることの確認を行っています。
	1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	経営理念として「ひたすら誠実に」を掲げ、すべての専門要員はこれを行動指針とし業務にあたっています。
	1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	業務執行社員が監査現場をリードすることにより、監査の品質を高水準で維持し、専門要員の職業的懐疑心や職業的専門家としての能力発揮を促しています。また、監査品質の向上を目的とした研修を定期的実施することにより、専門要員の職業的専門家としての能力の維持向上を図っています。
	1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人では、法人の構成員が会計監査に関する課題や知見、経験を共有し、闊達な議論が行えるよう、組織内外を問わず、コミュニケーションも重視しています。最高経営意思決定機関である社員総会、審査担当者との監査チームの議論、監査チーム内、その他研修会など、監査法人活動のあらゆる場面において、機動的かつ柔軟にコミュニケーションが図られるよう風通しのいい組織文化・風土を醸成しています。
	1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当監査法人は原則として当監査法人専従の公認会計士によって運営されており、社員は監査法人と同種の事業を副業・兼業として行うことはできず、（クライアントの要請などにより）例外的に個人として行う場合には社員総会での審議・決議を必要としています。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	現時点では、クライアントのニーズとグローバルネットワークへの加盟料等のクライアントのコスト負担（費用対効果）を勘案し、グローバルネットワークへの加盟は見送っています。特定のグローバルネットワークには属していませんが、経験豊富な国際担当メンバーや国際業務に対応可能な人材の活用により、国際業務を適切に対応しています。今後クライアント構成やクライアントニーズに変化が生じ、グローバルネットワークの利用が必要となった場合には、状況に応じて、国際担当メンバーのリレーションの活用やグローバルネットワークへの加盟など、最適なオプションを選択していくことを予定しています。	

組織体制	原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
	指針番号	指針内容	対応
	2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人は、法人運営の最高意思決定機関として全社員を構成員とする社員総会を設置しています。社員総会は、機動的かつ有効な経営意思決定に資するため、月次開催を原則とし、必要に応じて臨時で開催しています。
	2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の会議体及び役職を設置しています。 ・ 社員総会 社員全員が参加する会議であり、法人の重要事項を協議・決定しています。原則として月次で開催しており、必要に応じて随時開催しています。 ・ 品質管理会議 監査の品質管理に関して協議しています。監査に関する情報を集約・共有し、監査ツールの改善活動を実施しています。 ・ 品質管理担当責任者 当監査法人の監査の品質管理を主導する責任者として、代表社員1名を品質管理担当責任者に任命しています。品質管理担当責任者は法人の品質管理業務を主たる業務とするため、その他の監査業務の従事割合を制限しています。 ・ 独立性を有する第三者 当監査法人の社員のほか、法人運営を外部的な視点で監視する独立性を有する第三者が社員総会に参加し、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等を整備しています。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを助案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当監査法人の最高意思決定機関である社員総会は、主に20年以上の監査実務経験を有し、監査実務に精通した社員によって構成されています。社員総会は定期的かつ機動的に開催され、オープンな雰囲気の下で構成員の実務経験や能力を発揮できるよう運営されています。	
組織体制	原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
	指針番号	指針内容	対応
	3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	全員の顔が見える小規模組織であるため、経営機関等の経営機能の実効性の発揮を最も有効に支援する機能を確保する、監督・評価方法として、相互牽制機能を重視した組織設計を採用しています。 監査チーム以外の第三者の社員による審査制度、重要事項の社員総会での審議、対象業務に関与しない社員による定期的検証、品質管理担当責任者主導により主要な社員で構成される品質管理会議、最高経営責任者主導により原則として全社員が出席する社員総会など、重要事項の検討・審査・意思決定は相互牽制のもとで行われるようにすることで、経営機能の実効性の発揮を支援しています。 また、経営機能に対する監督・評価機能および助言機能を期待して、独立した第三者を選任しています。

	指針番号	指針内容	対応
組織体制	3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立した第三者を選任しており、定期的にコミュニケーションを図り、独立した立場から法人運営に関する意見を入手しています。
	3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	独立した第三者には公認会計士及び税理士としてのこれまでの経験・知見を活かし、以下のような役割を期待しています。 ・客観的な視点から法人運営に関する忌憚のない意見 ・人材育成、管理への助言 ・内外通報に対する法人としての対応の評価
	3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立した第三者は、社員総会に参加することにより、法人運営に関する重要な情報を適宜適切に把握することができます。また、独立した第三者は、当監査法人の社員と必要に応じて随時コミュニケーションを取ることが可能な関係性にあり、そのような信頼関係に基づくコミュニケーション全般を通じて、法人運営に関する評価に必要な情報は適時かつ適切な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備しています。
業務運営	原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
	指針番号	指針内容	対応
	4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	業務執行社員が監査現場をリードし、審査担当、社員総会、品質管理会議等で、他の社員と情報を共有し、業務運営に活用しています。また、業務執行社員は、監査現場において専門要員と積極的に意見交換や議論を実施し、経営機関等による意思決定のフィードバックを行っています。
	4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	構成員の品質管理意識及び能力を向上させるため、業務執行社員が監査現場をリードし、専門要員と直接コミュニケーションを図っています。また、毎年実施する専門要員との面談において評価を実施しています。
	4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	小規模組織であるため、また、業務執行社員が現場をリードしていることから、専門要員の能力や状況を、適時的確に把握することができます。アサインメントは、各構成員の知見や経験を踏まえ、適性を有した業務を割り当てていますが、この場合、個人として更に成長する機会を提供につながるかどうかという点も考慮しています。
	4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当監査法人はコミュニケーションを重視しています。業務執行社員は、クライアントの経営者・監査役等と、直接コミュニケーションをとる機会を多く設け、クライアントの理解やリスクの把握等の一助としています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	ホームページにおいて通報窓口を設置しており、品質管理担当責任者が管理しています。品質管理担当責任者は当該内容を確認するとともに社員総会へ報告し情報共有しています。その際に、報告時には通報者が不利益とならないよう配慮しています。	

透明性の確保	原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
	指針番号	指針内容	対応
	5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	法人ホームページにおいて透明性報告書やガバナンスコードを公開しています。
	5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	当監査法人は、「監査品質に関する報告書」をホームページで公表しており、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、説明を行っています。
		・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	最高経営責任者は、品質を重視する風土を醸成するため、業務の遂行においては、監査品質の維持向上がすべてに優先することを常に発信しています。また、品質管理担当責任者は、定期的にこのメッセージがメンバーに浸透していることを確認し、品質重視の姿勢が組織に定着していることを確認しています。
		・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	監査の品質の維持向上がすべてに優先することについて法人のすべての構成員が自覚をもって行動しています。監査の品質の維持向上のため、組織内外のコミュニケーションを重視すること、自己研鑽による能力の維持向上を目指すことは、社員職員の行動の基本的な行動指針として認識されています。
		・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	監査証明業務の品質の確保はもちろんのこと、クライアントが納得して監査サービスを受用できるよう、徹底したコミュニケーションと相互理解に基づく最適な監査・会計サービスの実現を目指しています。業務執行社員を含む全社員のクライアントに関する情報共有と理解が監査品質の向上において重要な基礎となると考えているため、当監査法人の社員は原則として監査法人業務に専従することとしています。
		・監査法人における品質管理システムの状況	当監査法人は「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）に従って整備し、適切に運用しています。
		・経営機関等の構成や役割	当監査法人では全社員を構成員とする社員総会を最高意思決定機関として設置しています。また、法人運営の最重要項目である監査品質の維持向上に資するため、監査の品質管理に関する協議・方針決定に特化した会議体として品質管理会議を設置しています。
		・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	当監査法人の社員のほか、法人運営を外部からの視点で監視する独立性を有する第三者を選任しており、社員総会に参加し、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等が実施できる体制を整備しています。監査法人の運営の実効性に関する評価を適切に実施できるよう、監査業務に関する知識や実務経験を有することに重きを置いて選任しています。
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	すべての重要な契約は、全社員で構成されている社員総会において、締結の可否の審議が行われています。社員総会では各事案の監査受嘱リスクについて主に検討していますが、仮に利益相反や独立性に懸念がある場合には、監査業務・非監査業務の如何にかかわらず、業務の受嘱はしないこととしています。	
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	当法人は、効率的な監査業務と安全なデータ管理を実現するために、電子調査システムCasewareを利用しています。当該システムにより、監査調査の作成・査閲・保存をより高い水準で行うことが可能となっています。	
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	監査品質の維持向上には構成員の能力の向上が不可欠であり、当監査法人ではその支援のため、品質管理会議にて研修プランを企画し、提供しています。	
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	特定の被監査会社からの報酬に左右されることのないよう職業的専門家として高いプロフェッショナル意識を醸成しています。なお、制度上のいわゆる15%ルールに抵触することはありません。	
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	海外子会社等を有する被監査会社の監査については、海外業務経験のある国際業務に対応可能な社員のリレーションを活用し、案件ごとに、コストベネフィットを勘案しつつ適切なオプションを選択して対応しています。	
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	各年度ごとに品質管理担当社員によって品質管理活動の評価（ISQMの実施）を行っています。	

透明性の確保	指針番号	指針内容	対応
	5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当監査法人は、当面、海外業務経験のある国際業務に対応可能な社員のリレーションを活用し、国際業務に対しては案件ごとに適切なオプションを選択しています。したがって、現時点ではグローバルネットワークには加盟しておりません。</p>
	5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>監査の品質の向上に関する取組みなどについて、主に被監査会社と意見交換を実施しています。</p>
	5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当監査法人は、本原則の適用状況について毎年評価しており、社員総会にて報告・情報共有しています。</p>
	5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>被監査会社や日本公認会計士協会等との意見交換により得た情報や本原則の適用状況の評価結果を社員総会で情報共有しており、法人の組織運営の改善に役立っています。</p>